

ふるさと上越ネットワーク規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、ふるさと上越ネットワーク（愛称：Jネット）（以下「Jネット」という。）と称する。

(目的)

第2条 上越市の人・歴史・自然などを愛するJネットは、ふるさとの人・もの・情報などの交流を高めるとともに、知恵、ノウハウを提供し、ふるさとのまちづくりを応援する。
併せて会員相互の交流、連携を深めるものとする。

(事業)

第3条 Jネットは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交流事業
会報の発行、各種交流会の開催、様々な情報の収集と提供など
- (2) まちづくりの提案及び支援活動
上越市のまちづくりへの提案、ボランティア活動の提供など
- (3) データベースマーケティング事業
地場産品カタログの作成、特産品の紹介など
- (4) 会員募集事業
会員の募集、会員名簿の整備など
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 Jネットの会員は、次のとおりとする。

- (1) 上越市出身及び上越市にゆかりのある個人で第2条の目的に賛同する者
 - (2) 上越市長及び上越市が推薦し、理事会で承諾を得た者
- 2 前項各号に掲げる者のほか、第2条の目的に賛同する法人又は団体を、理事会の承認を得て特別賛助会員とすることができる。

(会費)

第5条 会員は、会費として年額3,000円を納入するものとする。ただし、複数年分の会費を前納しようとする場合は、1年につき100円を年額会費から割り引くことができる。

第3章 役 員

(役員)

第6条 Jネットに次の役員を置く。

- (1) 会長1人

- (2) 副会長 3 人以内
- (3) 理事 25 人以内
- (4) 監事 3 人以内

(役員を選任)

第 7 条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 9 条 会長は、会務を総括し、J ネットを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、その権限に属する会務の執行に当たる。
- 4 監事は、J ネットの会計経理を監査する。

(顧問及び相談役)

第 10 条 J ネットに顧問及び相談役を若干人置く。

- 2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

(運営委員)

第 11 条 J ネットの事業の合理的運営を図るため、20 人以内の運営委員を置くことができる。

- 2 運営委員は、J ネットの事業内容を検討し、事業執行に協力する。
- 3 運営委員は、会員のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 運営委員の任期については、第 8 条の規定を準用する。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 12 条 J ネットの事務を処理するため、事務局を新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号上越市自治・市民環境部共生まちづくり課内及び東京都渋谷区東 1-26-30 渋谷イストビル 2 F 内に置く。

- 2 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 副事務局長 3 人以内
- (3) その他必要な職員

- 3 事務局長は、上越市自治・市民環境部共生まちづくり課長をもって充て、職員は、事務局長が任免する。

(支部)

第 13 条 J ネットに必要な応じて支部を置くことができる。

第 5 章 会議

(会議)

第14条 Jネットの会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 理事会は、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(総会)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 歳入歳出予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他Jネットの運営に関する重要事項

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、相談役及び理事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において委任された事項
- (3) その他Jネットの事業執行に関する事項

(議決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できないものは、委任状により議決に参加することができる。

第6章 会 計

(監査)

第18条 Jネットは、毎年定例総会の前に会計経理の状況を監事の監査に付するものとする。

- 2 監事は、前項の監査の状況を総会に報告するものとする。

第7章 補 則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規約は、平成9年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月27日から施行する。